

税に関するお知らせ

国土交通省から

【住まい給付金について】

住まい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設した制度です。消費税率8%時は収入額の目安が510万円以下の人を対象に最大30万円、10%時は収入額の目安が775万円以下の人を対象に最大50万円を給付するものです。

■申請方法

・郵送申請

〒115-8691

赤羽郵便局私書箱38号住まい給付金申請係

・窓口申請

すみい給付金申請窓口(「すみい給付金」ホームページでご確認ください)

■申請期間

住宅の引き渡し〜1年3カ月(当面の間)

■申請対象者・物件など

- ・共有者
- ・現金で購入した場合
- ・中古住宅(個人間売買を除く)
- ・住宅ローン減税と併用可能

詳細は、すみい給付金事務局へお問い合わせください。

〈問い合わせ〉

住まい給付金事務局

TEL 0570(064)186(有料)

午前9時〜午後5時(土・日・祝含む)

阿蘇税務署から

▼給与・公的年金などの支払をする事業所は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、地方税ポータルシステム(e-TAX)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することができます。

(※注)

e-TAXの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録など、e-TAXでの事前準備が必要です。電子的提出の一元化に関する詳しい内容については、e-TAXホームページまたは、国税庁ホームページをご覧ください。

e-TAXホームページ <http://www.etax.jp/>
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

▼確定申告に向けて、申告内容や熊本地震の被災による雑損控除など、阿蘇税務署において相談を希望する人は、必ず税務署に電話をかけ(音声ガイダンスに従い)ご希望の項目を選択してください)事前予約をお願いします。

▼国税に関する相談は、音声案内に従い、次の番号を選択してください。

- ・一般的な質問「1」
- ・税務署にご用の場合「2」
- ・軽減税率制度の相談「3」

▼来所による相談は、予約をお願いします。

関係書類を確認する必要があるなど、相談内容により電話での回答が困難な場合には、予約いただいた上で、税務署において相談を受け付けています。

予約の際には、住所、氏名、相談内容を伝えてください。

〈問い合わせ・予約〉

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551(代表)

税務課から

平成29年の確定申告において雑損控除を受け、平成30年の確定申告においても繰り越し分がある人は、平成29年の確定申告の控えを必ず持参してください。紛失などの場合は、税務課で再発行はできませんが、手数料として200円が必要となります。お早目の準備をお願いします。

〈問い合わせ〉

税務課 課税係

TEL (67) 2703